

津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る対応方針について

相模原市大規模事業評価実施要綱第10条の規定に基づき、次のとおり津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業に係る対応方針を定める。

令和7年10月14日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

- 1 津久井総合事務所周辺公共施設再整備事業については、実施する。
- 2 各評価の視点(事業の必要性、妥当性、優先性、有効性及び経済性・効率性並びに環境・景観への配慮)ごとに、市民意見、相模原市大規模事業評価委員会からの答申等を踏まえ、事業を進める。
- 3 事業の実施に当たっては、次の事項に留意する。
 - (1) 埋蔵文化財が出土する可能性もあるため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく手続きを適切に行う。
 - (2) 環境へのプラスの効果として、断熱化や省エネルギー設備によるエネルギー消費量の削減、オープンスペース・広場の確保や緑化を行うことによる良好な空間を創出といった面も今後策定する基本計画に打ち出す。
 - (3) 相模原西メディカルセンター急病診療所について、築44年が経過しており、機能を新しい複合施設に移した後、耐用年数を迎えるまで現在の建物を保有し続けることは修繕等の費用が大きくかかるなどリスクがあるため、取扱いを検討する。
 - (4) 津久井中央公民館には、著名な現代芸術家の作品（レリーフ）、津久井の歴史や自然を象徴したホールの緞帳、噴水広場などがあり、地域文化や地域の記憶への配慮として、適切な対応を検討する。

以 上